

局名	住宅政策本部	テーマ	空き家施策推進事業について
【結果の概要】 また、本部では、令和5年3月に「東京における空き家施策実施方針」を策定し、重点的に取り組むべき空き家対策の考え方を示し、働きかけを強化していくこととしている。			

局名	環境局	テーマ	プラスチックに関する資源循環の推進について
【選定理由】 局は、資源の大量消費が引き起こす気候変動と生物多様性損失といった問題において、プラスチックの持続可能な利用に向けた取組を進めるため、令和元年12月に「プラスチック削減プログラム」を策定している。また令和3年9月には、新たな「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定し、関係事業者、団体、区市町村等と連携し、持続可能な社会の構築に取り組みことを表明しており、これらの中で、2030年の目標（注）を明らかにしている。 資源循環型社会の実現に向け、局が取り組む様々な施策の中でも、プラスチックは都民が日常的に利用するものであり関心も高く、資源の分別には、事業主体となる区市町村との連携だけではなく、事業者への支援も重要となる。 これらのことから、プログラムや計画の目標達成に向けて着実に施策を進めていくため、局の進行管理、区市町村に対する支援、都民や事業者に対する情報発信等について、取組状況を確認する必要がある。 （注）2017年度対比で、プラスチック廃棄量 40%削減、一般廃棄物の再生利用率 37%等			
【着眼点】 ① これまでの成果の分析や事業の見直しが進んでいるか ② 区市町村の取組に対する支援は進んでいるか ③ 東京サーキュラーエコノミー推進センターを活用した事業委託は適切に進められているか			
【結果の概要】 監査を行った結果、局は、事業系及び家庭系廃プラスチックの持続可能な利用に向けて、多角的な事業展開を進めており、プラスチック製品の製造・販売事業者、廃プラスチックの排出事業者及び回収事業者、区市町村、都民等を対象として、適切に事業を推進していることを確認した。			

局名	福祉局	テーマ	世界に誇る長寿社会の実現について
【選定理由】	<p>都は、令和4年度の主要な施策を7つの柱に分類し、その柱の一つとして「[人]が輝く、誰もがいきいきと活躍できる共生社会の実現」を掲げ、各種施策を進めている。この施策のうち、主に福祉局が関わり、「未来の東京」戦略の3つのC（Children, Chōjū, Community）」にも該当し、予算規模も大きい「世界に誇る長寿社会の実現」をテーマとし、各事業を監査することとした。当テーマの事業分野は「高齢者の社会参加の促進・暮らしへの支援」、「介護サービスの充実」に分類されており、それぞれの分類の中から新規事業を中心に、「人生100年時代社会参加ワッチング事業」「高齢者の健康づくりに資するスマートウオッチ等デジタル機器活用事業」「介護の仕事就業促進事業」「介護職員宿舎借り上げ支援事業」「介護職員処遇改善支援事業」を監査対象として選定した。</p>		
【着眼点】	<p>① 事業の目的に沿った支援を行っているか ② 支援の対象は適切か ③ 事業の効果が発揮されているか ④ 効率的な事業の実施に努めているか</p>		
【結果の概要】	<p>監査を行った結果、局は、人生100年時代社会参加ワッチング施策検討支援等業務委託の成果等を事業計画に反映させるなど、各事業を計画的に進めていることを確認した。</p> <p>また、補助事業では、介護職員宿舎借り上げ支援事業費補助金において支援対象を拡充し、補助事業の効果的な見直しを行っていることを確認した。</p> <p>しかしながら、介護の仕事就業促進事業において、目標を大きく下回った結果となっていることなどから、経済性を踏まえつつ、より効果を高める事業の在り方を検討し、委託業務内容を見直すことを求めた。また、総合評価方式における委託業務内容の変更が適切に行われていなかったため、改善を求めた。</p>		

局名	産業労働局	テーマ	デジタル人材プロジェクトについて
【選定理由】	<p>・局は新型コロナウイルス感染症の影響等により悪化した雇用情勢に対処するための主な施策の一つとして「デジタル人材プロジェクト」の展開を挙げていること。</p> <p>・当プロジェクトは、①職業訓練、②リスキリング、③ワッチングに分けて展開しているが、リスキリングやワッチングは、中小企業のDX人材の育成を支援することにより中小企業支援にも通じる事業であること。</p> <p>以上により、デジタル人材プロジェクトの各事業が効果的かつ効果的に実施されているかを検証する必要がある。</p>		
【着眼点】	<p>① デジタル人材プロジェクト各事業の実施状況がどうなっているか ② 委託契約等に係る契約手続及び監督は適正に行われているか ③ 効果的な広報を行っているか</p>		
【結果の概要】	<p>監査を行った結果、デジタル人材プロジェクトの実施状況や各事業の育成規模について目標達成状況を確認した。また、それぞれの委託契約・出せん契約に係る契約手続が適正に行われているか、また、関係書類、担当者からのヒアリングにより、部や校の委託先に対する監督が行われていることを確認した。この他、複数の媒体を利用して事業の周知を図っていることを確認した。これらの確認を行ったが、特に問題となる点は認められなかった。</p>		

局名	中央卸売市場	テーマ	経営計画を踏まえた市場施設の管理について
【選定理由】			
<p>市場は、将来にわたって生鮮品等流通の基幹的役割を果たしていくことを目的としており、経営計画において、持続可能な市場経営のための取組を推進するとしている。このため、運営費の縮減はもとより、収入確保等において経営改善の取組を実施するとともに、経営状況等のより精緻な分析を踏まえた更なる経営改善策を検討、実施するとしている。</p> <p>そこで、収入確保の手段としての市場施設の貸出しに向けた取組や稼働状況の確かな把握のための取組を確認する必要がある。</p>			
【着眼点】			
<p>① 市場施設の稼働率増のための取組を効果的に行っているか</p> <p>② 市場施設の利用を滞りなく行えるよう適切に管理しているか</p> <p>③ 市場施設の将来キャパシユ・フロー及び現在価格の評価は適切に行っているか</p>			
【結果の概要】			
<p>監査を行った結果、市場は、利活用通知等に基づいた管理を行っていることを確認した。</p> <p>しかしながら、遊休施設に係る事務において、空き施設の利用者の募集に当たったての情報提供を有効に行っていない点、使用に当たったての条件について部と協議を行っていない点、「非活用施設」とする施設のうち、前使用者による施設返還後、約14年に渡って原状回復がされず、また、その間の「調整」の経緯の記録が十分に残されていない点において、一部適正でない事務処理が認められたため、改善を求めた。</p>			

局名	建設局	テーマ	ナラ枯れ対策について
【選定理由】			
<p>ナラ枯れとは、カシノナガキムシ(以下「カシナガ」という。)が媒介するナラ枯れ菌に感染したコナラ等が9月頃に枯死するものである。感染したコナラ等が枯死すると、カシナガは周辺のコナラ等に移動するため、翌年度はより多くのコナラ等が枯死することとなり、感染の拡大は急速なものである。特に、樹齢50年以上胸高直径80cm以上(幹周り100cm以上)のコナラ・ミスナラは感染すると枯死しやすいことが知られている。</p> <p>ナラ枯れは、昭和50年代以降日本海側を中心に被害が拡大しており、令和元年度には、都においても被害が見られるようになってきている。</p> <p>ナラ枯れによって枯死した樹木は、急速に幹が腐食して倒れる可能性があり、極めて危険である。令和元年度以降、91か所の公園等でナラ枯れ被害が発生している。</p> <p>公園等でナラ枯れが発生した場合、倒木や枝の落下により利用者等に危険を及ぼす可能性が極めて高いこと</p> <p>・枯死した樹木の状態が極めて短期間のうちに悪化することがあるため、監視を密にする必要がある</p> <p>・管理に多大な人工・費用を要すること</p> <p>・枯死した枯損木を伐採しても翌年度には周辺のコナラ等が枯死し、同じ場所で毎年度伐採する必要が発生すること</p> <p>・公園等では伐倒できないことが多く、伐採費用が通常の伐採より高価になること</p> <p>などとなっていることから、ナラ枯れ対策について、重点的に監査を行った。</p>			
【着眼点】			
<p>① 公園利用者等の安全確保は適切に行われているか</p> <p>② ナラ枯れ被害の拡大防止は被害状況に応じたものとなっているか</p> <p>③ 枯損木の管理・処理は経済的・効率的か</p>			
【結果の概要】			
<p>監査を行った結果、公園緑地部は、公園や街路樹等に係るナラ枯れ被害について、次のとおり、十分に対応できていないと認められたため、改善を求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全確保のために各公園の管理者が行うべき対処内容を指示していない。 ・各公園等の被害状況や伐採本数について正確に把握できておらず、被害木の枝落としや監視についても報告できていないため、対処すべき被害木について漏れなく対処したかを確認できていない。 ・前年度の被害木のみ伐採することとして、当年度の被害発生分を考慮していなかったため、各公園の管理者は必ずしも次の被害拡大時期までに被害木の対処が行えず、十分な安全確保ができていない。また、被害予測を行っていないことで経済的でない対処となっている。 ・被害拡大防止に最低限必要な指示をしていない。 			

局名	テーマ	国際観光港湾に向けた活動状況について
港湾局	国際観光港湾に向けた活動状況について	<p>【選定理由】 局が国際観光港湾を目指すに当たり、誘致活動や新たに開設された国際クルーズ埠頭の管理、運営が適正、適切になされているか、また、東京の観光拠点としての役割を果たしている既存の客船ターミナルの管理運営についても適正、適切になされているかを確認する。 加えて、晴海客船ターミナルの跡地の活用の影響について検証する。</p> <p>【着眼点】 ① 指定管理協定の内容、履行状況についての確認 ② 指定管理者選定審査の状況についての確認 ③ 国際観光港湾を目指すに当たっての取組状況、今後の方向性についての確認</p> <p>【結果の概要】 監査を行った結果、客船ターミナルの指定管理について、指定管理者の選定は、外部委員を含めた選定委員会による審査を行われ、施設の管理運営は、指定管理協定に沿って行われていることを確認した。また、客船誘致に向けた海外広報などの取組を進め、新型コロナウイルス感染症の水際対策緩和もあり、受入客船数も増加しつつあること、また、東京国際クルーズターミナルに2ペース目が整備されるまでの当面の対応として、晴海客船ターミナル跡地に各船受入施設を整備していくことを、関係書類等により確認した。</p>
東京消防庁	安全・安心な都市の実現に向けた取組について	<p>【選定理由】 東京消防庁では、安全・安心な都市の実現に向け、救急相談センターの運営やプライベート救急隊の増強など、救急搬送体制を強化する施策を進めているが、令和4年の救急件数は過去最多を記録し、加えて新型コロナウイルス感染症による搬送困難事案も増加するなど救急活動態勢はひっ迫している。 このため、真に救急車を必要とする都民に対して、適切かつ効果的に対応できる体制にあるか、監査を行った。</p> <p>【着眼点】 ① 救急相談センターの運営に係る委託事務は適正か ② 救急隊の増強に係る支出は適正かつ有効に行われているか ③ 救急車両・資器材の購入に係る契約事務は適正か</p> <p>【結果の概要】 監査を行った結果、救急相談センターの運営に係る委託事務について、外部委託の更なる導入により業務の効率化を進めていることを確認した。また、救急隊の配備・運用について、更なる増強を進めていることを確認した。さらに、車両・資器材の購入については、資源価格の高騰に伴う入札不調リスクの低減等の取組を行っていることを確認した。</p>

局名	交通局	テーマ	バス車両の点検整備について
----	-----	-----	---------------

【選定理由】

局は、自動車運送事業（都営バス）において、バス車両の故障を未然に防止し車両の安全性を向上させるため、法令による1年ごとの車検、3か月ごとの定期点検整備に加え、毎月、自主的な点検整備を行っている。また、毎日、運行前に日常点検を行うとともに、車両整備日報を作成して車両の整備状況を記録している。

局は、東京の公共交通機関として、安全・安心の確保を最優先としている。バスの運行中に車両故障が起きれば、運行休止などにより輸送サービスに支障をきたすほか、最悪の場合は人身事故につながるおそれもあることから、車両の維持管理を適切に行うことは、交通事業者にとって必要不可欠な責務である。

このため、バス車両について、点検整備が適切に行われ、不具合が生じた場合は即時に対応が行われているかについて、監査を行った。

あわせて、バスの車両には現金が格納されている料金機があることから、車両点検時に料金機に係る現金の管理が適切に行われているかについても確認した。

都営バスの路上故障の状況

(単位：台、件)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
車両台数	1,476	1,484	1,513	1,526	1,480
路上故障件数/日標	70件以下	70件以下	65件以下	60件以下	55件以下
路上故障件数	70	43	51	45	31

(注1) 車両台数は各年度4月1日現在(出典：「都営交通のあらまし」)

(注2) 令和4年度の路上故障31件については、故障車両は運行を中止し、乗客には後継車等に乗り換えていただいた。車両の路上故障に起因する人身事故はなかった。

【着眼点】

- ① 車両の点検整備が、法令や各種規程等に基づき適切に行われているか
- ② 車両の不具合に対し、適時適切に修理等の対応が行われているか
- ③ 料金機に係る現金の管理は適切に行われているか
- ④ 車両故障を減らすための取組が組織的に行われているか

【結果の概要】

監査を行った結果、監査を行った限りにおいて、車両の点検整備が、法令及び局が作成した点検実施要領に基づき適切に行われ、車両の故障や不具合があった場合は速やかに対応が行われていることを確認した。また料金機の点検修理の際は、必ず算数で作業を行い、作業前と作業後の料金機内の金額を確認するなど、料金機内の現金管理が適切に行われていることを確認した。

局名	交通局	テーマ	バス車両の点検整備について
----	-----	-----	---------------

【結果の概要】

局内の全ての自動車営業所及び自動車営業所支所は、毎月「車両整備目標管理シート」を作成し、路上故障削減に向けた年間目標、目標達成のための重点取組事項及び取組結果、今後に向けての改善策等を記載している。更に、局は、「整備管理者会議」や「路上故障削減対策PT」を定期的に開催し、局内における全ての故障事例やヒヤリハット事例を情報共有することなどにより、車両故障の削減や予防安全を図っており、車両故障を減らすための取組が組織的に行われていると認められる。

局名	水道局	テーマ	スマートメータの導入について
----	-----	-----	----------------

【選定理由】

スマートメータは通信機能を有する水道メータで、携帯電話の通信網などを利用することで遠隔地からの自動検針や、より高い頻度でのデータ取得が可能となる。デジタル技術を活用してスマートメータを導入することで、業務の効率化、サービス向上などの効果が期待されており、局は令和4年度から令和6年度にかけて約13万個のスマートメータを先行的に導入することを計画している。

そこで、スマートメータに関連する機器の購入や設置が適正に行われているかなどを確認する必要があることから、監査を行った。

【着眼点】

- ① 契約が適正に行われているか
- ② スマートメータの設置は適切か
- ③ スマートメータを活用して自動検針やサービス向上の取組が適切に行われているか

【結果の概要】

監査を行った結果、スマートメータに関連する機器の購入について、問題点は認められなかった。また、スマートメータの設置については、水道スマートメータ先行実装プロジェクト推進プランに基づいて計画的に進行していることを確認した。さらに、スマートメータを活用しての自動検針の実施や、東京都水道局アプリと組み合わせることで、日ごとや月ごとの使用水量を詳細に確認できる等のサービス向上などが適切に行われていることを確認した。しかしながら、スマートメータの設置を行う単体契約工事や、指定給水装置工事事業者へのスマートメータ支給の点において、一部適切でない事務処理が認められたため、改善を求めた。

局名	下水道局	テーマ	浸水対策について
----	------	-----	----------

【選定理由】

東京都では、都市化の進展により雨水が地中にしみ込みにくくなるなど、下水道に流れ込む雨量が増加しており、場所によって浸水被害が発生している。そのため、局はこれまで、1時間に50ミリの降雨への対応を基本に、幹線や貯留施設等の整備を行ってきた。

しかし、近年、集中豪雨の頻発や台風の大規模など1時間に50ミリを超える豪雨が頻発しているため、局は、1時間に75ミリの降雨に対応する下水道施設を整備するなど対策を強化している。

今後も豪雨は激甚化の傾向にあるとともに、更なる降雨量の増加も予想されることから、局が策定した浸水対策における施設整備計画について、計画どおり実施しているか、住民への情報発信が適切であるか等について監査を行った。

【着眼点】

- ① 施設の整備は、「東京都下水道事業 経営計画2021」に沿って進められているか
- ② 工事に係る調査・設計・仕様は目的に適合しているか。また、契約に当たり、競争性の確保・積算・契約変更手続は適切に行われているか
- ③ 住民への情報発信は適切に行われているか

【結果の概要】

監査を行った結果、局は、下水道施設の浸水対策工事を経営計画に沿って適切に実施し、浸水被害が予想される地区を順次解消していることを確認した。

また、局は、浸水対策強化月間（6月）を設け、デジタルサイネージや局ホームページにより浸水の備えに対する住民の自助意識の醸成を図っている。

その他、降雨情報の提供（東京アメッシュ）や浸水予想区域図により、住民の浸水被害の事前把握に向けた取組等を行っており、局は、ハート面及びソフト面の両面から浸水対策を行っていることを確認した。

しかしながら、浸水対策工事を実施する際の事務処理に問題点が認められたため、改善を求めた。

局名	教育庁	テーマ	都立学校におけるTOKYOサーバー・スクール・プロジェクトについて
【選定理由】	<p>庁は、Society5.0(注)時代に向けて、「TOKYOサーバー・スクール・プロジェクト」を推進し、生徒一人1台端末、高速通信網等のICT環境整備と利活用の充実を図り、子供たちの学ぶ意欲に応え、子供たちの力を最大限に伸ばしていく事業を実施している。</p> <p>そこで、当該事業の上台となる都立学校における生徒一人1台端末の導入、校内無線LAN等通信環境の整備状況について確認し、あわせて、それらを活用した教育のデジタル化の推進体制について確認を行った。</p> <p>また、教育現場のデジタル化とともに、情報資産に対する脅威が高まっていることから、情報セキュリティ対策について確認を行った。</p> <p>(注) サイバー空間(仮想空間)とデジタル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会</p>		
【着眼点】	<ol style="list-style-type: none"> ① 生徒一人1台端末の導入及び保護者支援は適切に行われているか ② 校内無線LAN等通信環境の整備は適切に行われているか ③ 教育現場におけるデジタル活用を推進し、支援する体制は適切か ④ 各学校が保有する個人情報等、重要な情報資産に対するセキュリティ対策は適切か 		
【結果の概要】	<p>監査を行った結果、庁は、各学校における生徒一人1台端末の導入を円滑に実施し、通信環境の増強を早期に図る等デジタル環境の整備を進め、あわせてデジタルサポーター(ICT支援員)の都立学校への常駐配置、デジタル化を校内から推進するための中核職員を育成する等教育現場におけるデジタル活用を推進、支援する体制を構築したことを確認した。</p> <p>しかしながら、東京都職員研修センターにおける通信環境の整備状況及び各学校の情報セキュリティ対策の点において、一部適切でない状況が認められたため、改善を求めた。</p>		
局名	警視庁	テーマ	デジタル化の推進に向けた取組について
【選定理由】	<p>都では、5GやAI活用といったスマートサービスの充実などにより、都内の様々な地域で豊かな暮らしを実現するとともに、デジタルを機軸に、制度や仕組みの根本まで遡った構造改革を推進し、都政のQOSの飛躍的な向上につなげていくとしている。</p> <p>これを受けて、庁においても手数料徴収事務のキャッシュレス化や警視庁行政手続(注)のオンライン化による都民の利便性の向上や業務の効率化を進めており、その取組状況について確認する必要がある。</p> <p>このため、キャッシュレス化に必要な機器の整備状況、オンライン化されている警視庁行政手続の状況及び電子納付機能が追加されているかについて監査を行った。</p> <p>(注) 遺失の届出や公文書の開示請求などの警視庁における行政手続</p>		
【着眼点】	<ol style="list-style-type: none"> ① 電子決済用端末等は適切に整備されているか ② 警視庁行政手続のオンライン化は適切に行われているか ③ 電子納付機能の追加は適切に行われているか ④ パーキング・チケット発給設備におけるキャッシュレス決済の導入は適切に行われているか 		
【結果の概要】	<p>監査を行った結果、電子決済端末が整備され、警視庁行政手続のオンライン化が順次行われ、パーキング・チケット発給設備におけるキャッシュレス決済の導入は予定どおり設備の開発が行われている。電子納付機能については、実施に向けて会計管理局との協議を行っているところである。</p>		

【局別指摘事項等】

主 税 局

1 指摘事項
(繰入)

(1) 土地の用途の認定を適正に行うべきもの

土地に対する固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の課税において、住宅用家屋の敷地、その敷地と一体となっている庭や自家用駐車場等は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第349条の3の2の規定等により「住宅用地」として認定され、業務用家屋の敷地、駐車場、資材置場、空地等は「非住宅用地」とされる。

そして、住宅用地のうち、小規模住宅用地は、課税額の基礎となる課税標準額が、固定資産税では6分の1、都市計画税では3分の1に軽減される（法第349条の3の2第2項及び法第702条の3第2項）。

このように、土地の利用状況により税額に差異が生じることから、一筆の土地に複数の利用状況が混在している場合には、利用状況ごとの面積に応じた認定を行うこととなる。

また、固定資産税等は特別区等が公用又は公共の用に供する固定資産（区立公園など）に対しては原則として課することができないが、固定資産を有料で借り受けた者が、これを上記の用途として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課するものとされている（法第348条第2項第1号、第702条の2第2項及び東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号）第121条、第188条の26第2項）。

ところで、港都税事務所は、図1の共同住宅及び区立児童遊園の敷地（有料で借り受け使用されている）について、表1のとおり、土地の全てを小規模住宅用地として認定し、固定資産税等を課している。

しかしながら、当該区立児童遊園の敷地は、土地の利用状況から非住宅用地として認定すべきものであり、小規模住宅用地として認定したことは適正ではない。

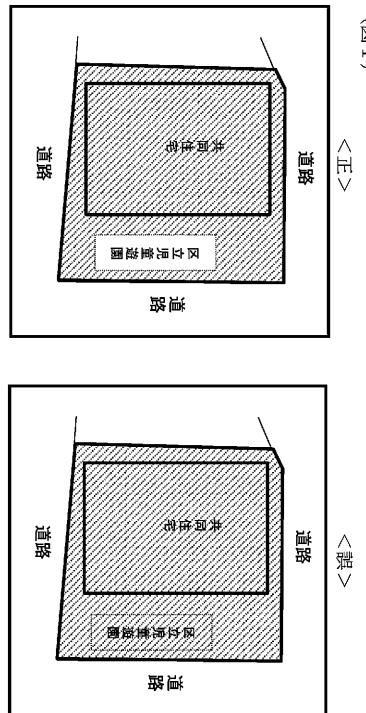
この結果、固定資産税等が、1,697万1,600円（法に基づき更正できる期間（平成30年度以降）の固定資産税等の合算額）の課税不足となっている。所は、土地の用途の認定を適正に行われたい。

（主税局）

（表1）住宅用地認定状況

	正		誤		課税不足額
	区分	面積	区分	面積	
1	小規模住宅用地 非住宅用地 （区立児童遊園）	5,106.40㎡ 465.61㎡	小規模住宅用地	5,572.01㎡	16,971,600円

（図1）



（注）網掛けは小規模住宅用地

生活文化スポーツ局

1 指摘事項
(重点監査事項) (その他)

(1) Tokyo Museum Collectionのホームページについて、提供している情報が正確であるよう留意するとともに、利用者の利便性に配慮すべきもの

文化振興部は、「東京文化戦略 2030 (注1)」の中で、都立文化施設(注2)のデジタルソフトにより、誰もが、いつでも、どこでも芸術文化を楽しめる環境を実現する取組である、「TOKYOスタート・カルチャー・プロジェクト」を掲げている(表1のとおり)。この取組の一つとして、表2の6つの都立ミュージアムが収蔵する資料・作品を横断的に検索できるホームページを作成し、「Tokyo Museum Collection (通称「TokuCol。以下「TokuCol」という。)」という名称でウェブ上に公開している。

このホームページには、6つの都立ミュージアムのホームページに貼られたリンクからもアクセスが可能となっている。

また、各都立ミュージアムについての紹介ページがあり、それぞれの収蔵点数についての記載と、各館の収蔵品の検索ページへのリンクが貼ってあるが、監査日(令和5年1月30日)現在、

(ア) 東京都江戸東京博物館の収蔵点数は、令和3年度中に大きな変動があり、約37万点から約34万7,000点に変更しているが、TokuColのホームページではその変更が反映されておらず、古いデータ(約37万点)のままとなっていた。

(イ) 東京都庭園美術館の収蔵点数は25点だが、TokuColのホームページには点数の記載がなかった。

(ウ) 東京都現代美術館の収蔵品の検索ページへのリンクがなかった。

部は、TokuColのホームページについて、提供している情報が正確であるよう留意するとともに、利用者の利便性に配慮されたい。

(生活文化スポーツ局)

(注1) 2022年度(令和4年度)から2030年度(令和12年度)までの長期計画であり、東京都の文化行政の方向性や重点的取り組み施策を示している。令和4年3月策定。

(注2) 東京都江戸東京博物館(分館である江戸東京たてもの園を含む)、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都庭園美術館、東京都美術館、東京文化会館、東京芸術劇場の7館。令和3年度から令和8年度まで、公益財団法人東京都歴史文化財団が指定管理者となっている。

(表1) TOKYOスタート・カルチャー・プロジェクトの予算の概要 (単位：千円)

事業名	令和3年度	令和4年度
TOKYOスタート・カルチャー・プロジェクト全体	118,389	366,288
うちTokyo Museum Collection	17,344	68,755

(表2) 都立ミュージアム6館の収蔵品数及び公開状況 (単位：点)

	収蔵品数	TokuColでの公開数 (令和4.12時点)
東京都江戸東京博物館	347,252	16,909
東京都写真美術館	35,528	35,553
東京都現代美術館	5,569	7,494
東京都庭園美術館	225	84
東京都美術館	48	49
江戸東京たてもの園	30	30
合 計	388,652	60,119

(注) 複数の資料・作品で一つの収蔵品が構成されている等の理由により、一点の収蔵品に対してTokuColでの公開数が複数点となる場合がある。

2 意見・要望事項

(重点監査事項) (その他)

(1) 6つの都立ミュージアムのホームページにおけるTokuColに関する情報提供について文化振興部は、指摘事項(1)のとおり、都立ミュージアムの収蔵品データの公開を行うっており(旧名称である「東京デジタルミュージアム」としては平成18年度から、「Tokyo Museum Collection」の名称では令和3年度から)、収蔵品の公開数は、指摘事項(1)表2のとおり約6万点に上る。

部は今後、「TOKYOスタート・カルチャー・プロジェクト」に基づき、「都の収蔵品約37万点をデジタル化し利活用する」、「最先端技術の活用により新たな芸術文化鑑賞の機会を都民に提供する」などの取組を推進することとしている。

6つの都立ミュージアムのホームページについて見たところ、監査日(令和5年1月30日)現在、

(ア) 東京都写真美術館・東京都現代美術館においては、各館の収蔵品の検索ページ上にTokuColへのリンクがあるが、東京都江戸東京博物館・東京都庭園美術館・東京都美術館・江戸東京たてもの園では、トップページの一番下にTokuColのボタンがあるが、収蔵品検索ページ上にはリンクがなく、重点的な施策に基づき整備されたTokuColへのリンクの貼り方が館によって異なっていた。

(イ) TomMuCo についてのバナーを見たところ、「Tokyo Museum Collection」と名称が記されているのみで、どのような内容のサイトであるかの文言はなく、ロコイのデザインがTomMuCoのホームページにおけるデザインと異なっていた。

部は、6つの都立ミュージアムのホームページにおけるTomMuCoへのリンクの貼り方やバナーデザインを統一するなどして、ホームページを見やすくするとともに、TomMuCoのホームページへのアクセスしやすくなるよう検討していくことが望まれる。

(生活文化スポーツ局)

1 指図書事項

(重点監査事項) (歳出)

(1) 運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について

都市基盤部は、昨今の燃料価格の高騰を受け、地域経済を支える重要な社会インフラである物流及び都民の日常生活と関わりの深い乗合バス事業を維持するため、「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付要綱」(令和4年11月21日付4都市基調第574号)により、燃料価格高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者及び乗合バス事業者に対し、支援金を交付している。本事業における支援金の対象及び交付額は表1のとおりであり、支援金の交付実績については表2のとおりである。

部は、運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業において、申請受付、審査業務等についてノウハウを持つ事業者に委託することにより、支援金を適正かつ円滑に交付することを目的として、表3のとおり、委託契約を締結している。この契約の業務内容は、①支援金ポータルサイトの構築・運営、②申請書類受付・審査等業務、③コールセンター業務である。

また、本事業の経過は、表4のとおりである。
この支援金の交付に係る事務について見たところ、次のとおり、改善すべき点が認められた。

(表1) 支援金の対象及び交付額 (交付要綱の別表を抜粋)

種別	交付額
一般又は特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車	1台当たり 23,000円
貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車	1台当たり 8,000円
一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車	1台当たり 35,000円

(表2) 支援金の交付実績

件数		交付金額
郵送申請分	1,562件	1,394,016,000円
電子申請分	1,536件	
合計	3,098件	

(表3) 契約の概要 (単位: 円)

契約件名	契約期間	契約金額
東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金申請受付等業務委託	令和4.12.28～令和5.3.31	89,837,660 変更後 90,697,338

(表4) 本事業の経過

時期	内容
令和4年8月	本事業の制度設計
令和4年9月	令和4年都議会第3回定例会にて補正予算成立 (29億9,800万円)
令和4年9～10月	本事業の実施決定
令和4年10月26日	都市基盤部が、総務部へ契約締結請求
令和4年10月31日	総務部が、財務局へ契約締結請求
令和4年11月21日	東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付要綱の制定
令和4年11月30日	開札
令和4年12月1日	支援金交付申請受付開始
令和4年12月27日	契約締結
令和4年12月28日	受託者による事務局を設置
令和5年1月6日	受託者によるコールセンター開設、ポータルサイト公開 都が受け付けた申請書類を受託者へ引継ぎ
令和5年2月7日	契約変更 (申請受付期間: 9日延長、契約金額: 859,678円増額)

ア 業務委託契約経費の積算を適正に行うべきもの
 部は、表3の契約の経費について仕様書に基づき積算を行っているが、この積算について見たと
 ころ、表5のとおり、事務局の設置に伴う地元家賃が6か月分、パソコンレンタルや通信費が4
 か月分の計上となっていることが認められた。
 しかしながら、表6のとおり、仕様書の定めにより、委託業務始期は令和4年12月1日以降で
 あり、終期は令和5年3月31日であることから、事務局の設置は4か月間であるにもかかわらず、
 地元家賃が6か月分計上されており仕様書と見合ったものとなっておらず、適正でない。
 この結果、594万円 (監査事務局試算: 地元家賃270万円×2か月分×消費税率) が過大積
 算となっている。
 業務委託契約経費の積算は、当該委託契約の予定価格に影響するものであるから、適正に見積も
 る必要がある。
 部は、業務委託契約経費の積算を適正に行われたい。

(都市整備局)

(表5) 積算内容 (積算書より抜粋) (単位: 円)

業務内容	数量	単位	単価	金額	備考
申請書類受付、審査等業務					
地元家賃	1	式	16,200,000	16,200,000	2,700,000×6か月
PCレンタル代	140	台	64,000	8,960,000	1台16,000×4か月
通信費 (インターネット回線)	4	月	36,000	144,000	

(表6) 仕様書の定め (抜粋)

項目等	内容
4 委託期間	契約確定の日の翌日から令和5年3月31日まで
6 支援金の概要	令和4年12月1日から令和5年2月15日まで。ただし、令和4年12月1日から、 契約締結後、受託者において (略) 郵送による受付に対応できる体制が整う (3) 申請受付期間 までの間は、東京都が申請受付を行う。
8 業務内容	受託者は、支援給付金に関する情報発信、申請受付等の機能を有する「支 (1) 支援金ポータル 援金ポータルサイト」等を構築し、運営すること。 ポータルサイト等が備えるべき機能等 ポータルサイトの公開及びテスト公開 (ア) ポータルサイトの公開及びテスト公開 契約確定日から起算して1か月以内で公開すること。(略)

(2) 申請書類受付、審 査等業務	事務局の設置 受託者は、契約締結後速やかに「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急 対策事業支援金事務局」を次のとおり設置すること。また、設置後は速や かに東京都に報告すること。 申請書類の受付 申請書類の受付は、原則としてシステムにより行うものとするが、郵送 による受付にも対応するため、専用の私書箱を設置するなど、申請書類を 適切に受領できる体制を契約締結後1週間程度で整えること。(略) (略)
(3) コールセンター 業務	支払データ等作成 支払データを営業日ベースで1日200件 (申請受付当初はこれを超 (略) 支払データを営業日ベースで1日200件 (申請受付当初はこれを超 えることも想定される。) の作成を目標に業務を実施すること。 受託者は、次のとおり契約後速やかにコールセンターを設置し、東京都が 作成する問合せ対応マニュアルに基づき、支援金に関する問合せに対応する こと。また、設置後は速やかに東京都に報告すること。 ア～オ (略) 問合せ対応 受託者は、支援金に関する問合せに対し、次の対応を行うこと。1日当た りの着信件数は、令和4年12月に最大250件、令和5年1月に最大200件、同年 2月以降は適減するものと想定されるが、いずれの場合も応答率を1日の平 均で90%程度とすること。

(注) 網掛けは、契約締結に日数を要したことにより影響を受ける主な部分

イ 契約変更手続を適切に行うべきもの

本契約の経過を見たところ、表4のとおり、当該契約の開札が令和4年11月30日であるが、契約締結は、これから1か月ほど経過した同年12月27日であり、業務の履行については、事務局設置日が同月28日、コールセンター開設日が令和5年1月6日となっている。

しかしながら、本来、契約締結は、開札後速やかになされるものであり、申請受付期間の始期が令和4年12月1日であること、表6の仕様書に基づく本契約経費の積算において、審査期間の始期を同月14日、コールセンター開設期間の始期を同月12日としていることに照らせば、本件の業務履行の始期は、契約締結まで日数を要した影響により、積算における始期とは異なるものとなっていると認められる。

また、表6の仕様書にある支払データ作成の目標値や、問合せ対応の想定件数についても、この影響を受けることとなる。

契約締結が令和4年12月27日となったことについて、部が確認したところ、
① 受託者が審査会場やコールセンターとして使う予定の場所（受託者社内）が、同月1日から使用することができなかった

② 受託者から契約書「内訳書」が提出された同月15日の時点で、受託者が申請受付システムの開発を再委託する予定の業者と契約できないことが明らかになり、受託者が代わりの業者を探すのに時間を要したためであるとしている。

このような場合、仕様内容の履行が困難となった時点で再入札等の手続をする、あるいは、落札者と契約締結した上で、直ちに、仕様内容と異なる点について契約変更を行うなどの対応をすべきである。

本件は、事業の終期からして再入札が困難であったと認められるものの、仕様内容と異なる点について、契約締結後、直ちに、業務内容及び経費に係る契約変更手続を行うべきところ、部は、その検討や受託者との協議も行わず、契約変更手続（協議書・承諾書の取り交わしを含む。）を行っていないことは適切でない。

この結果、表7のとおり、監査事務局の試算では、積算と実績の乖離から算出した差額を契約金額に換算したところ、少なくとも722万2,805円（監査事務局試算）の乖離が生じている。部は、契約変更手続を適切に行われたい。

(都市整備局)

(表7) 積算と実績の差額（監査事務局試算）

(単位：円)

業務内容	種算・実績	数量	単価	金額	備考
申請書類受付、審査等業務	当初積算	60	日	2,600,000	審査期間12/14～3/15
実績	実績	50	日	2,600,000	審査期間12/28～3/15
差	①			26,000,000	
コールセンター業務	当初積算	110	日	400,000	開設期間12/12～3/31
実績	実績	85	日	400,000	開設期間1/6～3/31
差	②			10,000,000	
積算と実績の差額	= (①+②) × 落札比率 × 消費税率			7,222,805	

(歳出)

(2) 単価契約工事について

市街地整備部は、局が施行する土地区画整理事業や再開発事業等の事業用地等の維持管理については、事業の進捗に合わせて関係権利者の生活に支障を及ぼさないよう努めているため、日常のきめ細やかな巡回、点検と維持工事が不可欠であるとしている。この維持工事は、総価契約工事では対応が困難な即時性を必要とする工事、小規模（点在性）な工事が多いことから、単価契約工事によって実施している。1件の指示回数額は、400万円未満とされている。この単価契約工事については、「事業用地等維持管理（単価契約）実施要領」（以下「要領」という。）及び「事業用地等維持管理（単価契約）運用の手引き」（以下「手引」という。）により、事務処理方針を明確にし、工事の適正かつ迅速な履行を図っている。

また、部は、測量委託について、「測量委託（単価契約）の運用について（通知）」（以下「通知」という。）により、要領と手引を準用することとし、適正な執行を求めている。

要領と手引等の適用範囲等は、表8のとおりである。

そこで、単価契約工事がこれらの定めに基づき適正に行われているかについて見たところ、次のとおり、改善を要する点が認められた。

(表8) 単価契約工事に係る定め

項番	名称	発行時期	適用範囲等
1	事業用地等維持管理（単価契約）実施要領	平成20年9月	市街地整備部が管理する事業用地等の維持管理に関する単価契約工事・委託
2	事業用地等維持管理（単価契約）運用の手引き	平成20年9月	市街地整備部が管理する事業用地維持管理（道路・橋梁等の公共施設及び事業用地）に関する単価契約工事・委託
3	測量委託（単価契約）の運用について（通知）	平成28年1月14日	測量委託（単価契約）について、「要領」「手引」を準用すること、指示限度額、採用すべき諸経費率等を規定しているもの

ア 事業用地等維持管理について

手引において、市街地整備事業等で施工されている現場では、特殊な材料が多く使われており、現在の単価契約の工種では対応することが困難な場合があることから、その場合には「特殊製品組合せ費」という材料単価を設定し運用することができるとされている。

また、特殊製品組合せ費を使用する材料単価は、局の積算基準を準用し、①積算基準において標準単価を作成している場合は標準単価を、②標準単価にない場合には物価資料の単価を、③標準単価、物価資料のいずれにもない場合には見積書により単価を設定することとしている。これらにより単価を設定した場合は、金額のみを定めた特殊製品組合せ費を用いて、材料費を計上している(例：112,300円＝特殊製品組合せ費100,000円×1、特殊製品組合せ費10,000円×1、特殊製品組合せ費1,000円×2、特殊製品組合せ費100円×3の計上となる。)

(ア) 特殊製品組合せ費の運用を適正に行うべきもの

第一市街地整備事務所は、表9のとおり、事業用地等維持管理に係る契約を締結している。

表9の契約における指示のうち、特殊製品組合せ費の算定を行っている事例について見たところ、次のとおり、問題点が認められた。

- a 表10のとおり、材料費以外の
 - ① 工事費(労務費)
 - ② 廃棄物処分費
 - ③ 材料費と工事費(労務費)に分解できない単価で算出した費用などに用いている。
- b 表10の問題点欄④の事例のとおり、土壌汚染調査や土壌汚染措置完了報告書作成など、維持工事以外の費用に用いている。

このように、特殊製品組合せ費は、維持工事における工種を設定していない材料費について適用するものであるにもかかわらず、維持工事以外の工事や、材料費以外の労務費等の経費に用いて指示しており、適正でない。

所は、特殊製品組合せ費の運用を適正に行われたい。

(表9) 契約の概要

項番	契約件名	契約期間	発注限度額
1	臨海部ほか事業用地管理施設工事(単価契約)	令和4.4.1～令和5.3.31	152,023,000
2	臨海部事業用地維持委託(単価契約)	令和4.4.1～令和5.3.31	9,880,000
3	瑞江駅西部・篠崎駅東部・鏡ヶ淵地区事業用地管理工事(単価契約)	令和4.4.1～令和5.3.31	52,220,000
4	六町・花畑北部地区事業用地維持補修工事(単価契約)	令和4.4.1～令和5.3.31	60,000,000

(単位：円)

(都市整備局)

(表10) 特殊製品組合せ費を材料費以外に用いている事例

(単位：円)

契約 指示 番号	施工概要	金額	うち特殊製品組合せ費		問題点
			内訳	金額	
1	豊-6 車線分離標の撤去設置	2,331,721	混合廃棄物処分費 計	11,300	②
	豊-14 街路灯の自動点滅器取替	432,000	差込式自動点滅器	19,800	①
			自動点滅器取替工	337,200	
	豊-31 境界石移設	560,878	シーリング材	14,000	④
			バックアップ材	15,000	
	豊-37 自転車ナビマーク設置	1,681,132	街区確定測量 計	83,300	①
			路面標示工(材工共) 計	112,300	
	目-2 取付管内調査・異物撤去	577,166	取付管内異物調査・撤去工 計	1,466,80	①
			小型路面切削工	470,000	
	有-4 車道舗装	2,080,454	改質II型アスファルト	654,300	①
橋面塗膜防水工 計			132,800		
有-9 人孔鉄蓋取替	1,153,991	橋面塗膜防水工	61,100	④	
		汚水人孔蓋変更工事 計	848,200		
有-13 水質調査	923,000	水質観測工 計	897,000	①	
		混合廃棄物処分費 計	923,000		
有-16 緑地清掃	717,288	混合廃棄物処分費 計	86,000	②	
		混合廃棄物処分費 計	86,000		
有-19 ポストコーン補修	993,124	障害物表示灯改修工 計	11,300	②	
		障害物表示灯広角式 計	438,000		
有-20 プリンカーライント補修	2,037,089	障害物表示灯支柱流用取 付金具	608,000	①②	
		障害物表示灯ソーラー式 建設副産物処理費 計	51,000		
2	豊-1 枯損木伐採、中木剪定、 人力除草、機械除草	269,804	高所作業車運転 計	785,000	③
			高所作業車運転 計	10,200	
3	豊-2 土壌汚染調査、土壌汚 染措置完了報告書作成	736,000	土壌汚染調査 計	1,892,20	④
			土壌汚染措置完了報告書 計	20,200	
4	花畑- 12 雨水桝調査・清掃・液 凍	959,013	集水桝・取付管液凍工 計	186,000	①②③
			汚泥運搬費 汚泥処理費 計	504,000	
4	花畑- 12 雨水桝調査・清掃・液 凍	959,013	集水桝・取付管液凍工 計	690,000	①②③
			汚泥運搬費 汚泥処理費 計	452,599	
4	花畑- 12 雨水桝調査・清掃・液 凍	959,013	集水桝・取付管液凍工 計	29,517	①②③
			汚泥運搬費 汚泥処理費 計	83,300	
4	花畑- 12 雨水桝調査・清掃・液 凍	959,013	集水桝・取付管液凍工 計	565,416	①②③
			汚泥運搬費 汚泥処理費 計	83,300	

(注)問題点欄の番号は、本文中(ア)の番号に該当する。

(イ) 特殊製品組合せ費により計上できない経費について対応できるよう改善すべきもの
 工種に設定していない特殊な材料については、特殊製品組合せ費により計上し、その施工に係る
 工事費（労務費）については、あらかじめ必要となる工種（普通作業員、電工、運転手等）を設定
 して、これにより実施することとなる。

ところで、表10の事例には、前述（ア）a②の特殊製品組合せ費の対象ではないものや、
 同a③の材料費と工事費に分解できずそれぞれの金額を算出することができないものがあり、これ
 らについては、特殊製品組合せ費により計上することができない。

想定し得る工種について、可能な限りあらかじめ、契約に設定することは徹底すべきであるが、
 契約において設定していない施工内容が発生し、特殊製品組合せ費により計上することができない
 経費がある場合、これを計上する方法が、現行においては定められていない状況であり、即時性の
 ある施工ができないこととなる。また、このことが、前述（ア）の指摘事例の原因の一部ともなっ
 ている。

したがって、市街地整備部は、即時性を必要とする市街地整備事業等の施工現場における事例を
 把握・分析・検証し、特殊製品組合せ費により計上できない経費について、適正かつ効率的な対応
 策を講じ、即時性のある施工を可能とする必要がある。

部は、特殊製品組合せ費により計上できない経費について対応できるよう改善されたい。
 （都市整備局）

イ 測量委託について

測量委託においても、総価契約では対応が困難な即時性を必要とする場合は、要領及び手引を準
 用するとともに、通知により測量委託における運用の留意点を示し、その適正な執行を図っている
 ところである。

第二市街地整備事務所は、区画整理事業及び再開発事業に係る測量業務について、表11の契約
 により実施している。これらの契約では、仕様書において測量内容を定めるとともに、工種を設定
 している。

（表11）契約の概要

（単位：円）

項番	契約件名	契約期間	発注限度額
1	志茂・大山中央地区用地補足測量 （単価契約）	令和4.4.1～令和5.3.17	11,286,000
2	十条・東池袋・田端北地区用地補 足測量（単価契約）	令和4.4.1～令和5.3.17	11,546,000

(ア) 適正な工種により実施すべきもの

所は、表11の項番1の契約において、表12及び表13のとおり、「土地調書作成（用地測量）」
 及び「土地所在図・地積図等作成（用地測量）」について、測量内容及び工種を定めている。

この工種の指示及び履行状況について見たところ、表14のとおり、工種30「土地所在図・地
 積図等作成（用地測量）」において、併せて作成するとされている不動産調査報告書の作成につ
 いて、別途、工種29「土地調書作成（用地測量）」により指示し、履行を確認し、支払を行ってい
 ることが認められた。

これは、不動産調査報告書の作成について、契約に基づく工種で実施していないものであり、適
 正でない。この結果、表14の工種29により別途計上した支出が不適正なものとなっている。
 所は、不動産調査報告書の作成について、適正な工種により実施されたい。

（都市整備局）

（表12）特記仕様書における定め

工種 番号	工種名	内容
29	土地調書作成（用地測量）	土地調書は、地番ごとに公簿面積、編入面積、土地所有者等 を整理すること。
30	土地所在図・地積図等作成 （用地測量）	土地所在図及び地積図は、登記申請等に使用する資料として 作成するものとする。また、不動産調査報告書の作成が必要 な場合は併せて作成することとする。

（表13）工種別単価価格表

（単位：円）

工種 番号	工種名	形状・寸法・摘要	単位	単価
29	土地調書作成（用地測量）	—	千㎡	20,698
30	土地所在図・地積図等作成（用地測量）	安全費含まない	千㎡	14,401

（表14）不動産調査報告書を工種29により別途計上している指示の概要

（単位：円）

指示 番号	工種 番号	工種名	数量	単位	単価	金額
志茂-4	29	土地調書作成（用地測量）	0.186	千㎡	20,698	3,849
志茂-5	29	土地調書作成（用地測量）	0.144	千㎡	20,698	2,980
志茂-9	29	土地調書作成（用地測量）	0.235	千㎡	20,698	4,864
志茂-10	29	土地調書作成（用地測量）	0.087	千㎡	20,698	1,800
大山-5	29	土地調書作成（用地測量）	0.126	千㎡	20,698	2,607

(イ) 工種「打合せ協議」の設定及び運用を適正にすべきもの
 所は、表11の項番2の契約において、表15及び表16のとおり、「打合せ協議」について、測量内容及び工種を定めている。
 この工種の指示及び履行状況について見たところ、表17のとおり、指示全件(18件)において、「打合せ協議」を指示し、履行を確認し、支払を行っていることが認められた。

このことについて、所は、

① 仕様書の「打合せ協議」の定めは、見積算基準における、発注時・完了時等に打合せを実施するとの記載に準拠したものである

② 地区特性において、工事が複雑している、周辺権利者との関係が複雑であるなどの事情を考慮して、指示ごとに必要性を検討した上で、結果的に毎回打合せを実施したとしてしている。

しかしながら、

① 見積算基準の定めは、総額契約により測量を委託する場合を想定しており、単価契約により各指示で業務を委託することは想定していない。また、単価契約に関する要領等を所管する市街地整備部によれば、単価契約における「打合せ協議」は、指示全件に対して一律に行うものではなく、受注者の業務に対する熟練度、地域特性、作業の難易度、内容の類似性を考慮して指示するものであるとのことである

② 「打合せ協議」の議事録(打合せ記録簿)を見たところ、表18の例のとおり、全指示において、着手時には指示内容として簡単な記載、完了時には協議内容として「測量成果の確認」との記載のみとなっており、この程度の内容は、「打合せ協議」を工種として指示をしながらも、通常の指示及び履行確認の範囲に行えるものであり、記録簿の内容からは地区特性による必要性が確認できない

ことから、仕様書において、打合せを原則として指示ごとに発注時・完了時に行うこととは適正でなく、また、必要性の側面から見ても、全指示において「打合せ協議」を工種として指示・実施することが妥当とはいえず、適正でない。この結果、表17の支出が不適正なものとなっている。

所は、仕様書における工種「打合せ協議」の設定を見直すとともに、その運用を適正に行われた

(都市整備局)

(表15) 特記仕様書における定め

工種名	内容
打合せ協議	打合せは、指示ごとに原則として、着手時・完了時に行うものとし、必要に応じて、中間時にも行うものとする。なお、受託者は打合せを行った後、議事録を作成し監督員に提出するものとする。

(表16) 工種別単価価格表

(単位：円)

工種番号	工種名	形状・寸法・摘要	単位	単価
38	打合せ協議	中間0回	業務	90,200
39	打合せ協議	中間1回	業務	130,400
40	打合せ協議	中間2回	業務	170,600

(表17) 各指示における打合せ協議の計上状況

(単位：円)

指示番号	工種番号	工種	数量	単位	単価	金額
1	38	打合せ協議(中間0回)	1	業務	90,200	90,200
2	38	打合せ協議(中間0回)	1	業務	90,200	90,200
3	38	打合せ協議(中間0回)	1	業務	90,200	90,200
4	38	打合せ協議(中間0回)	1	業務	90,200	90,200
5	38	打合せ協議(中間0回)	1	業務	90,200	90,200
6	38	打合せ協議(中間0回)	1	業務	90,200	90,200
7	38	打合せ協議(中間0回)	1	業務	90,200	90,200
8	38	打合せ協議(中間0回)	1	業務	90,200	90,200
9	38	打合せ協議(中間0回)	1	業務	90,200	90,200
10	38	打合せ協議(中間0回)	1	業務	90,200	90,200
11	38	打合せ協議(中間0回)	1	業務	90,200	90,200
12	38	打合せ協議(中間1回)	1	業務	90,200	90,200
13	39	打合せ協議(中間1回)	1	業務	130,400	130,400
14	38	打合せ協議(中間0回)	1	業務	90,200	90,200
15	38	打合せ協議(中間0回)	1	業務	90,200	90,200
16	38	打合せ協議(中間0回)	1	業務	90,200	90,200
17	38	打合せ協議(中間0回)	1	業務	90,200	90,200
18	38	打合せ協議(中間0回)	1	業務	90,200	90,200

(表18) 各指示の指示内容と機事録（打合せ記録簿）の記載内容（例）

指示番号	指示内容	打合せ記録簿の記載内容	
		着手時（指示内容）	完了時（協議内容）
1	作業計画、現地踏査（田端北地区）	作業計画の作成 田端北地区の現地踏査実施	作業計画書及び測量成果の確認
2	現地踏査（十条地区）	十条地区の現地踏査実施	測量成果の確認
3	現地踏査（東池袋地区）	東池袋地区の現地踏査実施	測量成果の確認
4	登記書類作成	・収用手続に必要な書類一式を作成する。 ・各境界点について現地で標石物を確認する。境界点、計算点はベンキ等で復元しておく。	測量成果の確認
8	地積測量図作成	折衝用地積測量図を作成する。 ・分筆登記申請書類一式を作成する。 ・11-3は、計画線ではなく一部借地境界線で計る筆に分筆する形で作成する。	測量成果の確認
18	登記書類作成		測量成果の確認

(農出)

(3) フライナンス・リース契約について

都市づくり政策部及び市街地建築部は、フライナンス・リース契約により物品を調達しているが、これらの契約について見たところ、次のとおり、適正でない点が見受けられた。

ア フライナンス・リース契約に当たり契約用途額の積算を適切に行うべきもの

フライナンス・リース契約における月額用途額の積算に当たっては、月額リース料について各機器の価格の合計にリース料率を乗じて算出したものと、これは別に月額保守料について、保守対象となる機器の価格に保守料率を乗じる等により算出したものとを合算して算定する必要がある。これは、金融取引としての性質を持つリースと役務提供を受ける性質の取引である保守では取引内容の性質が異なること、リース対象品と保守対象品は、必ずしも一致しないことから、両者の算出の前提が異なるためである。

しかしながら、市街地建築部は、表19の契約において、徴収した参考見積をもとにする等、リース料と保守料の内訳の別を考慮せずに契約用途額を定めており、適切でない。部は、フライナンス・リース契約に当たり契約用途額の積算を適切に行われない。

(都市整備局)

(表19) 契約の概要

項番	契約件名	リース期間	契約金額（月額）	所管部所
1	乗券機等の賃貸借（長期継続契約）	令和3.4.1～令和7.3.31	43,670	市街地建築部
2	令和4年度フリントの賃貸借（再リース）	令和4.4.1～令和5.3.31	6,160	
3	令和4年度郵便料金計器の賃貸借（再リース）	令和4.4.1～令和5.3.31	9,075	

(単位：円)

イ フライナンス・リース契約の締結に当たりリース料と保守料を明確に区分して把握すべきもの

フライナンス・リース契約では、再リース時には、一般にリース料が10分の1程度になる一方、保守料の増額を要求されることが多いことから、保守付きリース契約では、当初の契約において、リース料と保守料の額を分けて把握しておく必要がある。

このことについて、デジタルサービス局は、システム仕様書標準作成手順書において、リース契約に関する仕様書に、「契約締結後、速やかに月額リース料及び保守料の明細を記載した賃借内訳書を作成、提出すること。」と定めている。これは、システム関係のリース以外のリース契約全般において有効であり、同様に内訳書を作成することが必要である。

しかしながら、西部は、表20の契約において、監査日（令和5年4月28日）現在、仕様書に月額リース料、保守料の明細が分かる内訳書の提出を求める記載がないこと等により、契約相手方から内訳書の提出を徴しておらず、適正でない。

西部は、フライナンス・リース契約の締結に当たり、リース料と保守料を明確に区分して把握されたい。

(都市整備局)

(表20) 契約の概要

項番	契約件名	リース期間	契約金額（月額）	所管部所
1	パーソナルコンピュータの賃貸借（長期継続契約）	平成30.9.1～令和4.8.31	16,632	都市づくり政策部
2	東京都建設衛生情報システム用機器の賃貸借（長期継続契約）	平成31.3.1～令和5.3.31	188,136	
3	区部都市計画道路相模線交差点機器の借入れ（長期継続契約）	平成31.4.1～令和5.3.31	61,776	
4	都市計画地理情報システムの機器の借入れ（長期継続契約）	令和2.4.1～令和6.3.31	255,200	
5	パーソナルコンピュータ（インターネット接続系）の借入れ（長期継続契約）	令和2.4.1～令和6.3.31	24,530	
6	都市計画地理情報システムの機器の借入れ（長期継続契約）	令和4.4.1～令和8.3.31	253,000	
7	カーナビ2件の借入れ（長期継続契約）	平成31.1.1～令和4.12.31	188,352	
8	乗券機等の賃貸借（長期継続契約）	令和3.4.1～令和7.3.31	43,670	
9	パーソナルコンピュータの賃貸借（長期継続契約）	令和3.4.1～令和7.3.31	19,800	
10	令和4年度フリントの賃貸借（再リース）	令和4.4.1～令和5.3.31	6,160	
11	令和4年度郵便料金計器の賃貸借（再リース）	令和4.4.1～令和5.3.31	9,075	
12	カーナビ2件の借入れ（再リース）	令和5.1.1～令和5.3.31	148,500	

(単位：円)

(注) 項番8、10及び11については、表19の再掲である。

ウ 再リース契約を請書により締結する場合に代替品の提供について仕様書に定めるべきもの

賃貸借契約について、財務局は「東京都契約事務規則第37条第1項の規定に基づく標準契約書の制定等について」(平成10年1月19日付9取経総第1192号財務局長通知)の中で、代替品の提供について定めている。

これを受け、標準契約書第14条第1項では、表21のとおり「代替品の提供」について定められており、物件が使用不可能となった場合、速やかな回復が困難であるときは、同等の物件の提供を求めることとしている。これにより、保守によっても機器の機能が速やかに回復しない場合の業務の継続性等を担保している。

ところで、東京都契約事務規則第38条によると、契約金額が150万円未満の契約においては、契約書の作成を省略することができるとしており、この場合、同第39条により、契約の相手方に請書を提出させるものとしている。物件の借入契約の請書様式は、東京都契約事務規則別記第3号様式の7に定められているが、当該様式には代替品の提供に係る条項が含まれていない。したがって、契約書に代えて請書により契約を行う際には、別途、仕様書に代替品の提供について定めなければ、代替品の提供を受けることについて契約上保証されない。

しかしながら、市街地建築部は、表19の項番3の再リース契約に当たり、請書により締結をしているが、仕様書により代替品の提供を定めておらず、適切でない。

部は、再リース契約を請書により締結する場合には、代替品の提供について仕様書に定められない。

(都市整備局)

(表21) 標準契約書 第14条第1項

賃貸人は、この物件が使用不可能となった場合において、速やかな回復が困難であるときは、賃借人の業務に支障を来さないよう、この物件と同等の物件を賃貸人の負担で賃借人に提供するものとする。ただし、賃借人の責めに帰すべき理由により使用不可能となった場合は、この限りでない。

エ 保守に関する具体的な条件を明確に示すべきもの

保守に当たっては、その機器や機器を利用する業務の内容、状況等を考慮し、保守態勢等を具体的にするために保守対応の条件を明確に示す必要がある。

しかしながら、市街地建築部は、表19の項番2及び項番3の契約において、「速やかに正常な状態に回復させること」等と求めているが、保守に関する対応時間帯などの具体的な対応内容が明確にならず適切でない。

部は、保守に関する具体的な条件を明確に示されたい。

(都市整備局)

(その他)

(4) 業務用端末にデータの盗難防止措置を設定し適正に管理すべきもの

第一市街地整備事務所では、業務効率化のため、令和5年3月1日より、所で調達を行ったスマートフォンを活用している。

ところで、「サイバーセキュリティ安全管理措置・実施手順策定ガイドライン」(令和5年3月29日施行版、デジタルサービス局 以下「ガイドライン」という。)では、職員等が庁舎外における業務において業務用端末を利用する際は、ログインパスワードを設定するほか、遠隔消去機能(注)等によりデータの盗難防止の措置についても講じるよう定められている。

そこで、所におけるスマートフォン運用状況について見たところ、監査日(令和5年4月19日)現在、ガイドラインに基づくデータの盗難防止措置について未設定のまま運用を行っていることが判明した。

庁外で利用するスマートフォンを紛失した場合、外部の連絡先情報や発着信履歴が漏えいするリスクがある。さらに、今後業務効率化が進み、スマートフォンで機密性の高い情報を扱う事務が拡大していくことも考えられるため、あらかじめデータの盗難防止措置を設定せずに、職員にスマートフォンを利用させているのは適正でない。

所は、利用するスマートフォンについて、早急にデータの盗難防止措置を設定し適正に管理されない。

(都市整備局)

(注) 使用者が端末を紛失した際、ネットワークを経由して遠隔からデータを消去できる機能

住 宅 政 策 本 部

1 指 摘 事 項
(歳出)

(1) 都営住宅の建設においてバリアフリー上必要な施設を当初から発注すべきもの

西部住宅建設事務所は、都営野塩住宅の建替えを進めており、表1のとおり、「都営住宅31H-112西(清瀬市野塩二丁目)工事」及び「都営住宅31H-113西(清瀬市野塩二丁目)工事」(以下「本件工事」という。以下「都営住宅31H-112・113西(清瀬市野塩二丁目)整備工事」(以下「整備工事」という。以下「本件工事」)を完了させた。ところで、本件工事に関して、表1の「都営住宅31H-112・113西(清瀬市野塩二丁目)追加工事」(以下「追加工事」という。)により、整備工事の受注者を特命し、B棟集合所入口のスロープ設置等を整備工事後に発注していた。

そこで、このスロープについて、追加工事により設置した経緯を確認したところ、住宅棟等の本件工事の時点では、図面上で「別途工事」と表示され、発注内容には含まれていなかった。また、整備工事においても、スロープの設置を指示していなかった。

しかし、都営野塩住宅については敷地全体に勾配があり、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(平成15年東京都条例第155号。以下「東京都建築物バリアフリー条例」という。)第10条により、集合所と各住戸等を結ぶ経路上に一つ以上の段差がない傾斜路等の整備が求められることから、集合所入口には当初からスロープを設置する必要があった。

工事の最終段階で周囲との調整が必要であるとしても、整備工事においてスロープを工事内容に含めておき、数量等の変更が生じた場合には契約変更で対応する方が、材料調達において規模の利益を享受でき、工程調整も効率的に実施できることから、契約金額も安くなったと考えられる。

したがって、東京都建築物バリアフリー条例に照らし当初からスロープ設置が必要であるにもかかわらず、本件工事及び整備工事のいずれにおいても発注せず、追加工事により対応したことは適正でなく、また経済合理的でもない。

所は、都営住宅の本件工事又は整備工事において、必要な施設を当初から漏れなく発注されたい。

(住宅政策本部)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
都営住宅31H-112西(清瀬市野塩二丁目)工事	令和2.2.22～令和3.7.30	649,132,000
都営住宅31H-113西(清瀬市野塩二丁目)工事	令和2.2.22～令和3.7.30	521,400,000
都営住宅31H-112・113西(清瀬市野塩二丁目)整備工事	令和4.3.17～令和4.9.27	127,600,000
都営住宅31H-112・113西(清瀬市野塩二丁目)追加工事	令和5.2.2～令和5.2.22	6,380,000

環 境 局

1 指図書事項

(歳出)

(1) 契約に必要な業務内容や条件等を明確に記載し適切な仕様書を作成すべきもの

多摩環境事務所では、令和元年初の台風により流出した御岳小橋の架替えに向けて、表1の資料修正委託契約(以下「本件契約」という。)を締結している。

御岳小橋の架替えは、河川法(昭和39年法律第167号)による河川管理者の許可を受けなければならない河川区域内の工作物設置であり、許可を受けるに当たって、河川管理者との事前協議に係る提出資料(以下「河川協議資料」という。)が必要となる。

本件契約は、前年度の「御岳溪谷園地整備検討委託契約」(以下「整備検討委託契約」という。)で提出された成果品のうち、御岳小橋の架替えに関する資料について、所と河川管理者との打合せで得られた意見(以下「修正意見」という。)を反映させ、河川協議資料を完成させるものである。

所は、本件契約の締結に当たって、前年度に整備検討委託契約を締結したAを含めた3者による見積合わせを実施し、契約の相手方を決定している。

この契約関係書類について仕様内容に着目し確認したところ、本件契約の目的が、表2のとおり河川協議資料に修正意見を反映させたものを納品させることであるにもかかわらず、仕様書では、修正作業の元となる河川協議資料を提供することや修正意見を提示することなどについて触れておらず、仕様書の一般事項第2項において、契約締結後に監督員と連絡を取り、打ち合わせすることを記載しているにとどまっていることが認められた。

この結果、業務の詳細及び業務量が明確となっていないため、前年度の受託者以外の見積参加者にとって不利益となる。

また、仕様書には、表2のとおり、業務の進行管理や貸与品の取扱いなど、本件契約に必要な事項が明らかとなっていないため、適切な履行が担保されないおそれがある。

仕様書は契約当事者を拘束する法的文書であり、受託者の履行義務の範囲、内容及び水準を確定し、見積参加者による契約金額の算出、委託者・受託者双方の業務管理、履行完了の検査における合否の判断等を行う基礎となるものであるため、必要かつ適切な事項を具体的に記載することが求められる。

また、仕様書の適正性確保は、「適正な仕様書作成に係る例文集等の掲載について」(平成31年3月28日財務局経理部契約調整担当課長事務連絡)でも財務局が周知しているところであり、この中で、明確な記載のない事項や曖昧な表現については、受託者に実施を求めることはできないとしている。

所は、自然公園内の架橋はまれにしかない工事であり参考となる事例がなかったこと、契約完了後の漏水期(当年11月から翌年5月)には詳細設計に向けた調査を実施しなければならな

かった状況であったことなどを理由としているが、本件契約の仕様書は、契約に必要な業務内容や条件等を十分に備えておらず、適切でない。

所は、契約に必要な業務内容や条件等を明確に記載し、適切な仕様書を作成されたい。

(環境局)

(表1) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額	契約の相手方
関係機関打合せ資料修正委託	令和4.7.13～令和4.9.30	946,000	A

(単位：円)

(表2) 仕様書の記載内容(関連部分抜粋)

件名、履行場所、契約期間(略)
<p>・目的 御岳小橋の河川協議資料「御岳溪谷園地整備検討委託」の成果品について、河川協議等の意見を反映させるため、当該協議資料の修正及び関係機関等と打合せを行う。</p> <p>・一般事項 1 本仕様書に定めない事項については、「東京都環境局の積算基準(調査・設計編)」、「御岳溪谷園地整備検討委託報告書」、その他架橋設計及び河川協議に必要な図書等によることとする。 2 受託者は、業務の詳細等について監督員と綿密に連絡を図り、十分打ち合わせの上、業務の目的を達成すること。 3 受託者は、業務の進捗状況に応じて随時監督員に報告するとともに、その確認を得ること。 4 受託者は、業務に関する資料を当該委託業務に携わる者以外に漏らしてはならない。 5 受託者は、業務内容に誤差が生じた場合は速やかに監督員と協議を行うこと。</p> <p>・委託の詳細 1 修正内容 「御岳溪谷園地整備検討委託」成果品のうち河川協議に係る資料 1式 2 成果品(データ含む。) 3 上記1のフアイル1部 4 成果品の作成、提出に当たっては、作成様式、体裁などについて、監督員と十分に調整を行うこと。 ・その他(略)</p>

福 祉 局

1 意見・要望事項及び指摘事項
(重点監査事項) (歳出)

(1) 介護の仕事未経験者就業促進事業に係る企画運営業務委託について
高齢社会対策部は、介護業界未経験者に対して介護業界への就業を促進するため、介護事業所(以下「事業所」という。)へのインターンシップから、就業、定着に至るまでを一貫して支援する「介護の仕事就業促進事業」を実施している。部は、本事業のインターンシップ参加者及び事業所への就業者数の目標値を表1のとおり設定し、「介護の仕事未経験者就業促進事業」企画運営業務委託を、総合評価方式の一般競争入札により表2のとおり契約している。

(意見・要望事項)

ア 事業目標の達成に向けた委託業務内容の見直しについて
本契約の報告書類等について見たところ、インターンシップ参加者数及び就業者数の実績値は、表1のとおり目標値を大きく下回っていた。部によれば、事業開始初年度であることや新型コロナウイルスの感染拡大という厳しい外的要因により、介護施設入所者との接触が発生するインターンシップ事業の実施自体が困難となる中、事業の周知活動を強化するなどの対応を行ったものの、目標値には届かなかったとしている。

しかしながら、本契約は、目標値の多寡により業務の規模も変わることから、目標値は重要な指標であり、結果として目標を大きく下回ったことは、本契約が、契約金額に見合った効果を挙げているとはいえない。介護人材の確保は、都の重要な施策の一つであり、介護分野の未経験者と就業先をマッチングさせることを主な目的とする本事業の意義は極めて大きく、その成果には期待されるところである。今後は、令和4年度の実績等に基づき課題を分析、検証した上で、目標達成に向けて、効果的・効率的な事業設計を行い、介護人材の確保を着実に進めていく必要がある。部は、経済性を踏まえつつ、より効果を高める事業の在り方を検討し、委託業務内容を見直すことが望まれる。

(福祉局)

(指摘事項)

イ 総合評価方式における委託業務内容の変更を適切に行うべきもの
本契約の報告書類等について見たところ、受託者が提案書に記載し、当初実施を予定していた就業後の交流会やメールマガジン発行の業務の履行がなく、インターンシップ説明会等の開催が減っている一方で、表3のとおり、提案書に記載された内容以外の業務を追加して実施していることが認められた。

部によれば、インターンシップ説明会の参加者数が伸び悩んでいたことから、事業の周知活動を強化し、新規参加者を押し起こすために受託者と協議して行ったとしている。

ところで、「総合評価方式」活用の手引(平成30年11月財務局)によれば、総合評価方式による契約では、入札時に受託者が提出した提案書を契約書の付属書類とする等の方法により、提案内容を履行する旨を明確にした上で、履行状況を確認しなければならいとされている。提案書と入札価格に対する評価によって落札者を決定するため、原則として契約後に提案内容を変更することはできないが、やむを得ず変更の必要が生じた場合は、履行の確認を適切に行うため、受託者との協議内容を文書化し、変更内容を明確にしておく必要がある。

しかしながら、部は、受託者との打合せ記録は作成しているものの、業務変更内容が明確でなく、組織的な意思決定も行われていないことが認められた。また、部は、受託者との口頭での協議により、業務内容の変更の際に際して契約金額の変更は生じなかったとしているが、その算定根拠が不明であるため、契約金額を変更しないことが妥当かどうか確認できない状況であることが認められた。これらのことにより、委託業務の確実な完了検査を行えず、総合評価方式による契約事務の適正性を確保できない状況となっている。

部は、総合評価方式における委託業務内容の変更を適切に行われたい。

(福祉局)

(表1) 介護の仕事就業促進事業の目標値及び実績値

(単位：人)

地域	インターンシップ参加者数		事業所への就業者数	
	目標値	実績値	目標値	実績値(注)
特別区	650	102	65	10
多摩	350	57	35	14
計	1,000	159	100	24

(注) このほか、本事業によるインターンシップに参加したうち、本事業に参加していない事業所に就業した人が11人報告されている。

(表2) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和4年度「介護の仕事未経験者就業促進事業」企画運営業務委託(特別区)	令和4.4.1～令和5.3.31	187,000,000
令和4年度「介護の仕事未経験者就業促進事業」企画運営業務委託(多摩)	令和4.4.1～令和5.3.31	104,500,000